

開庁時間短縮の試行実施について

1 目的

市民サービスの質の向上と職員の働き方改革の推進の取組の一環として、開庁時間変更の実証事業を実施します。

この取組により、事業内容の改善、新規事業の立案に必要な時間を確保することで、さらなる市民サービスの質の向上を目指してまいります。

2 開庁時間

【変更前】 8 時 30 分～17 時 15 分

【変更後】 9 時 00 分～16 時 30 分

※ 電話受付時間、地域交流センター等における地域コミュニティ関連業務、職員の勤務時間(8 時 30 分～17 時 15 分)に変更はありません。

3 実施期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

4 対象施設

- ・本庁舎、各総合支所、各保健センター
- ・地域交流センター及び各分館、大海総合センターの住民異動や証明発行の窓口
- ・上下水道局(料金センターは除く)
- ・こども家庭センター

※ 図書館、保育園・幼稚園など公共施設の開館時間はこれまでどおりです。

※ 上下水道局(宮島庁舎)と小郡総合支所内にある上下水道料金センターは、8:30～17:15まで営業します。

5 時間外窓口の開設について

平日の時間中に来ることが難しい来庁者のために、以下の時間外窓口を開設します。

(1) 木曜時間外窓口(証明書発行)

開設場所:本庁舎、小郡総合支所

開 設 日:毎週木曜日

開設時間:19 時 00 分まで

対応業務:住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書の発行など

(2) マイナンバーカード日曜窓口

開設場所:本庁舎

開 設 日:原則第 2 日曜日(開設日は市公式ウェブサイトで周知)

対応業務:マイナンバーカードの受取、暗証番号の再設定、記載事項の書き換え、電子証明書の発行や更新など

6 オンラインによる手続きが可能なもの

住民票の写し、戸籍全部事項証明書、所得・課税証明書などは、オンライン申請やコンビニ交付を利用して取得できます。

その他、公共施設の予約や税に関する手続きなど、様々な手続きがオンラインで可能となっていますが、引き続き、対象業務の拡大に努めてまいります。